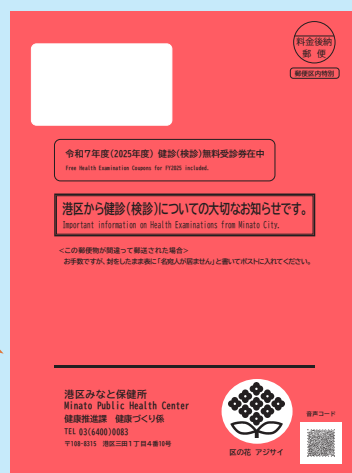


40歳～75歳未満の 港区国民健康保険に加入されている人へ

特定健康診査を 受けましょう！

この色の
封筒が目印です

7月から区の特定健康診査が始まりました。
年に一度、必ず健診を受けて、自分の健康状態をチェック
しましょう。



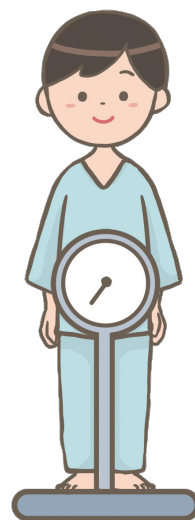
特定健康診査とは…

- 生活習慣病の予防・改善を目的とした健康診査です。
- 4月1日現在、港区の国保に加入し、受診日まで引き続き国保に加入している、40歳～75歳未満の人が対象です。
- 対象者には6月下旬、受診券をご自宅へ郵送しています。
健診を受診するにはマイナ保険証（資格確認書）または被保険者証と受診券が必要です。
- 健診後、生活習慣病のリスクの高い人には特定保健指導を行います。

無料！

健診期間 7月 1日(火)から
11月30日(日)まで（休診日を除く）
健診場所 区内指定医療機関

※健診終了間際は医療機関の予約が取りにくくなります。早めの受診をお勧めします。生活習慣病の多くは自覚症状がありません。健診を受けて病気が発見されることも少なくありません。



特定保健指導を実施します！

- 特定健康診査の結果に基づいて行われる保健指導です。
- メタボリックシンドロームのリスクに応じて保健指導を行い、生活習慣改善を支援していきます。
- 特定保健指導の対象者には、健診受診3か月後、申込み案内と利用券をお送りします。案内が送られて来た人はメタボ改善にぜひ、この機会をご利用ください!!

無料！

11月から随時スタート
します。



<問い合わせ先>

- 特定健康診査・特定保健指導の内容や申し込み等について
みなと保健所 健康推進課 健康づくり係
☎6400-0083
- 特定健康診査・特定保健指導の制度について
港区役所 国保年金課 事業係
☎3578-2637

※特定健康診査・特定保健指導は「高齢者の医療の確保に関する法律」で医療保険者が実施することが義務付けられています。

港区国民健康保険以外の保険に加入している人は、加入している医療保険者へお問い合わせください。

デジタル化に関するお困りごとはありませんか？ 専門の相談員が直接皆さま のもとへお伺いします！

デジタル出張サポートにお申し込みください。



町会・自治会内の
連絡手段を
デジタル化したい

町会・自治会内に
スマホ・タブレットの
活用方法を伝えたい

スマホは
持っているけど
使いこなせない

サポートする日時や場所は町会・自治会が指定できます。

◆町会会館や、お近くの区民協働スペース等をご指定ください。

※区民協働スペースであれば区が予約します。

◆日程調整のため、概ね1か月前までに候補日をご提示ください。

◆平日夜間(18時から等)や休日もサポートに伺います。

所用
時間

1時間程度

必要な
もの

スマホ・タブレット



申込方法

港区 産業・地域振興支援部 地域振興課に電話、FAXまたはメールでお申し込みください。別途送付した申込用紙をご利用ください。

相談員が複数名で伺いますので、町会内でご興味のある方を集めて、ぜひお申し込みください。

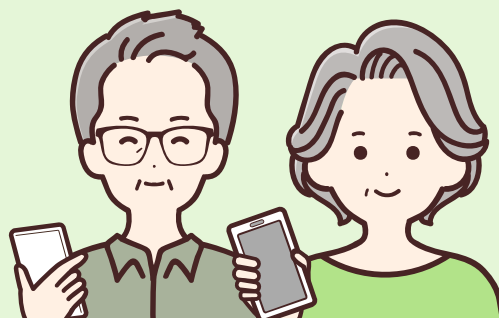
問合せ

港区 産業・地域振興支援部
地域振興課
区民協働・町会自治会支援担当

電話:03-3578-2197
FAX:03-3438-8252

メール:minato03@city.minato.tokyo.jp

デジタル出張サポート 申込用紙



申込 方法

港区 産業・地域振興支援部 地域振興課 宛てに電話、FAXまたはメールでお申し込みください。

☎ 電話番号

03-3578-2197

📠 FAX

03-3438-8252

✉ メール

minato03@city.minato.tokyo.jp

メールの場合は、以下の必要事項をメール本文に書いて送付してください。件名は「〇〇町会 デジタル出張サポート申込」をお願いします。

※ お申込み順に受け付けます。

※ 日程の調整や相談内容について、申込者の方と調整いたします。

📝 必要事項をご記入いただきお申し込みください。

町会・自治会名				
氏名(役職)				
住所				
電話番号				
メールアドレス				
場所				
講座内容				
希望日時	月	日 ()	時	分
	月	日 ()	時	分
	月	日 ()	時	分

問合せ・提出先

港区 産業・地域振興支援部 地域振興課 区民協働・町会自治会支援担当
電話: 03-3578-2197

令和7年度 災害ボランティア基礎講座

はじめての災害 ボランティア

8月31日（日）

参加費
無料！

親子参加
歓迎！

時間 10:00~12:00

会場 麻布地区総合支所 第3会議室
（港区六本木5-16-45）
またはオンライン（Zoom）

定員 会場25名(申込順) 区内在住・在勤在学で災害支援に関心がある小学生以上

講師 宮崎賢哉氏（災害支援・防災教育コーディネーター／社会福祉士）



「災害ボランティアって何するの？」「どうすればいいの？」「私にもできるの？」「ちょっと不安！」という声などにお答えします。

申し込みフォーム

港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係
（みなとボランティアセンター）

☎ 03-6230-0284

✉ vc@minato-cosw.net



〒106-0032 港区六本木5-16-45 麻布地区総合支所2階

参 加 申 込 書

ボランティア・地域活動支援係
(みなとボランティアセンター)宛

FAX:6230-0285

下記のとおり、災害ボランティア基礎講座(はじめての災害ボランティア)に申し込みます。

氏名	ふりがな	
連絡先	住所 〒	
	TEL	FAX
	Email	
受講方法	会場 ・ オンライン(Zoom) ※メールアドレス必須	
年齢	20代以下・30代・40代・50代・60代・70代 以上	
参加経験 ※どちらかに○をつけてください	過去に本講座に参加したことがありますか。 はい いいえ	
申し込み理由	よろしければご記入ください。	



ちいばす麻布ルート・田町ルート「麻布地区総合支所前」徒歩0分

交通機関

- 地下鉄 日比谷線・大江戸線「六本木」駅3番出口徒歩6分
- 地下鉄 南北線・大江戸線「麻布十番」駅7番出口徒歩10分
- 港区コミュニティバス(ちいばす)田町ルート・麻布ルート
「麻布地区総合支所前」下車
- 都営バス「六本木五丁目」下車

※申し込み時等にご提供いただいた個人情報は、本会個人情報保護規程に基づき、適切に取り扱い、上記の事業の実施に使用させていただきます。



もっと

自宅の防犯対策強化しませんか？

電子申請も
可能です！

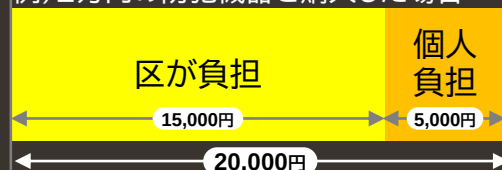


「港区住まいの防犯対策助成事業」を
令和7年度は**臨時的に拡充**します！

【令和7年度拡充内容】

- 助成金額 ~~10,000円~~ → **40,000円**
- 助成割合 ~~1/2~~ → **3/4**
- 交付制限 ~~7年ごと~~ → **今年度再申請可能※1**

例) 2万円の防犯機器を購入した場合



※1 過去の利用状況に関わらず、今年度は再申請可能

2年前に防犯カメラを購入した時、この制度を利用したけど

☆購入金額6万円
自己負担額5万円
※旧制度を活用

今年度はセンサー付きライトをつけよう！

☆購入金額2万円
自己負担額5千円



助成対象者

申請日現在区内に居住し住民登録をしている世帯
※ 管理者、管理組合、賃貸住宅所有者単位では申請できません。

助成割合・上限金額（防犯対策に要した費用が5,000円以上であることが必要です。）

対象防犯対策に要した費用の**3/4**（100円未満切り捨て、上限40,000円）

助成金支給までの流れ

1. 申請内容を審査し、申請者に対し交付決定又は不交付決定通知書を送付します。
2. 交付決定通知書が届いた申請者は、同封の請求者に申請者名義の口座情報等必要事項を記入し、30日以内に申請した窓口へ提出します。
3. 請求書に記入された口座に、概ね30日程度で助成金を振り込みます。

注意事項

1. 年度ごとに、一世帯1回に限り申請できます。
2. 賃貸住宅にお住まいの方も申請できますが、必ず所有者の了解を得てください。
3. 職員が現地調査を行う場合があります。
4. ポイント払いした費用は対象となりません。
5. この制度を利用した防犯対策により生じた作業上のトラブル、取付け又は交換後の盗難等による損害について、区は一切その責任を負いません。
6. 複数の防犯機器等の購入・設置をした場合、合算額で申請できます。
7. リースやレンタルで設置をした場合も対象になります。
8. 令和8年度以降については、助成金額等の変更の可能性があります。

申請方法

防犯対策に要した費用を支払った日から**90日※2**以内に、電子申請（及び領収書原本の郵送）又は、申請書及び**領収書原本、防犯対策の設置状況がわかる写真**をお近くの総合支所協働推進課協働推進係へご提出ください。

※ 他にもカタログ等防犯対策の内容を説明する資料をご提出いただく場合がありますのでご了承ください。

- ①（宛名として）申請者氏名（フルネームを記載）
 - ② 領収年月日
 - ③ 金額
 - ④ メーカー・製品名、製品番号、施工内容（複数種類あるときは金額の内訳が分かるように全て）
（例）
 - ・ 玄関錠（シリンダー彫込錠 ○○製造株式会社 AB-123）交換 25,000 円
 - ・ 窓防犯フィルム（強化防犯フィルム ○○防犯株式会社 Z-CD4）貼付2か所 23,000 円
 - ⑤ 発行事業者住所・名称・印
- ※ これらの記載がない場合、申請をお受けできないことがあります。
※ 領収書原本は返却できません。

意外と簡単ね！



※2 令和7年4月及び5月に防犯対策に要した費用を支払ったものは、**9月末まで申請可能**

申請窓口

<オンラインでの申請>

申請内容を確認後、メールを返送します。
その後、申請者様による「領収書原本」の提出も必要です。
防災課 生活安全推進担当 ☎03-3578-2270



▲電子申請はこちら

<窓口または郵送での申請>

芝地区総合支所	協働推進課	協働推進係	〒105-8511	芝公園1-5-25	☎03-3578-3123
麻布地区総合支所	協働推進課	協働推進係	〒106-8515	六本木5-16-45	☎03-5114-8802
赤坂地区総合支所	協働推進課	協働推進係	〒107-8516	赤坂4-18-13	☎03-5413-7272
高輪地区総合支所	協働推進課	協働推進係	〒108-8581	高輪1-16-25	☎03-5421-7621
芝浦港南地区総合支所	協働推進課	協働推進係	〒105-8516	芝浦1-16-1	☎03-6400-0031
台場分室	台場担当		〒135-0091	台場1-5-1	☎03-5500-2365



▲各地区総合支所の詳細はこちら

住まいの防犯対策いろいろ

～防犯に役立つ対策機器等は様々あります。助成事業を活用して侵入犯罪から自宅を守りましょう～



オンライン(LoGoフォーム)
での申請も可能なのね！



住宅周辺



- ・防犯カメラ
- ・センサー付きライト
- ・センサー付きアラーム
- ・ダミーカメラ

住宅周辺



防犯砂利

窓



- ・面格子
- ・防犯フィルム
- ・シャッター
- ・ガラス破壊センサー

玄関



- ・補助錠
- ・サムターンカバー
- ・カム送り防止具
- ・カメラ付きインターホン
- ・電気錠(スマートドア)

屋内



見守りカメラ

戸建て住宅

マンション・アパート等

※必ず所有者の了解が必要です。

助成対象となる防犯対策

玄 関

- 防犯性能の高い錠の取付け又は交換
(約15,000～30,000円)
- 補助錠の取付け又は交換
(約8,000～18,000円)
- サムターンカバーの取付け又は交換
(約3,000～5,000円)
- カム送り防止具の取付け又は交換
(約3,000～5,000円)
- ガードプレートの取付け又は交換
(約5,000～12,000円)
- カメラ付きインターホンの取付け又は交換
(約20,000～50,000円)
- 電気錠(スマートドア)の取付け又は交換
(約30,000～70,000円)

窓

- 防犯フィルムのはりつけ
(約10,000～30,000円/窓1枚あたり)
- 防犯ガラスへの交換
(約30,000～70,000円/窓1枚あたり)
- 補助錠の取付け又は交換
(約8,000～18,000円)
- 面格子の取付け又は交換
(約30,000～70,000円)
- ガラス破壊センサーの取付け又は交換
(約10,000～20,000円)
- 雨戸の取付け又は交換
(約50,000～150,000円)
- シャッターの取付け又は交換
(約100,000～300,000円)

その他

- センサー付ライトの取付け又は交換
(約5,000～15,000円)
- センサー付アラームの取付け又は交換
(約10,000～30,000円)
- 防犯カメラシステムの取付け又は交換
(約30,000～100,000円)
- ダミーカメラの取付け又は交換
(約2,000～5,000円)
- 防犯砂利の設置又は交換
(約10,000～20,000円)
- 見守りカメラ設置又は交換
(約20,000～50,000円)
- 防犯シールのはりつけ
(約500～2,000円/1枚あたり)

知っていますか？
空き巣犯が侵入を
あきらめる時間

侵入にかかる時間が
5分以上で約70%
10分以上では約90%
の空き巣犯が侵入を
あきらめると
言われています。



※上記表中の金額はあくまで工事や設置等に係る参考価格を記載したものです。

港区 安全安心まちづくり補助金を 見直しました。

地域団体の負担を下げて防犯カメラの設置の更なる促進を図ります！

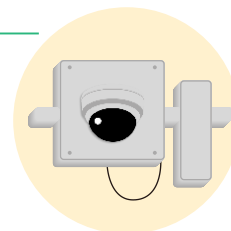
今年度、臨時的に青色防犯パトロール車両購入費補助、防犯活動拠点整備費補助を新設！



1

街頭防犯カメラ整備費の補助率等を引き上げ！

補 助 率 …… 総額の19/20 → **23/24**
補助限度額 …… 1,900万円 → **1,920万円**
※ 防犯カメラ1台当たり60万円を上限



2

臨時的に青色防犯パトロール車両購入費補助金を新設！

補 助 率 …… **5/6**
補助限度額 …… 1地域団体当たり **417万円**



3

臨時的に防犯活動拠点整備費補助を新設！

補 助 率 …… **5/6**
補助限度額 …… 1地域団体当たり **834万円**



令和7年4月1日に遡って適用します

補助対象団体

当該地域の安全確保及び犯罪の未然防止等を目的として、防犯カメラの設置や青色防犯パトロール車両の購入、防犯活動拠点の整備を予定している町会・自治会や商店会などの地域団体。

補助金制度全体に関すること

防災危機管理室 防災課 生活安全推進担当

3578—2199

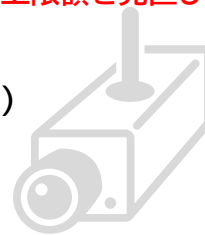


港区安全安心まちづくり補助金の補助対象経費

1 防犯カメラ整備費

※今年度、補助率・補助上限額を見直し

公衆の安全や犯罪の未然防止などを目的として、道路などに防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む）を整備（新設、増設、交換及び大規模な改修）



2 防犯カメラ運用経費

上記1の整備費の助成により、町会等が設置した防犯カメラの運用（電気料金、電柱使用料等）に係る経費

3 防犯カメラ維持管理経費

上記1の整備費の助成により、町会等が設置した防犯カメラの維持（保守点検、修繕）に係る経費

4 青色防犯パトロール車両購入費

※今年度、臨時的に新設

防犯パトロールのための車両本体の購入（車両の購入と同時にパトロールの効果を高めると認められる機器の購入、取付、車両への塗装等の経費も含む）に係る経費

5 防犯活動拠点整備費

※今年度、臨時的に新設

防犯ボランティアが活動するための拠点の整備等（空調設備、上下水道・ガスの配管工事に係る費用も含む）に係る経費

制度の利用をお考えの方は、お気軽にご相談ください

申請など事務手続きに関すること

芝地区総合支所	協働推進課	協働推進係	☎ 3578-3123
麻布地区総合支所	協働推進課	協働推進係	☎ 5114-8802
赤坂地区総合支所	協働推進課	協働推進係	☎ 5413-7272
高輪地区総合支所	協働推進課	協働推進係	☎ 5421-7621
芝浦港南地区総合支所	協働推進課	協働推進係	☎ 6400-0031